

【メルマガ1月号】 森林火災に関する安全・健康対策，支援情報ほか

総領事館メールマガジン第182号（2020年1月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信
- 2 森林火災に関する情報
 - (1) 安全・健康対策情報
 - (2) 支援情報
- 3 領事情報
 - (1) 在留届と「たびレジ」に関するお願い
 - (2) 在外選挙人名簿への登録
- 4 犯罪対策（ロマンス詐欺，投資詐欺）
- 5 日本文化行事情報
- 6 Twitter・Facebook の案内
- 7 休館日のお知らせ（1月・2月）

1 総領事通信

- 紀谷総領事より、「総領事通信」の最新号で、皆様への新年のご挨拶とともに、西シドニー開発と日本のかかわりについてご紹介しています。

第6回 西シドニー開発：日本企業への高い期待

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_consul_generals_newsletter.html

- また、昨年末に配信した前号では、昨年11月から12月にかけて開催された日本関連文化祭についてご紹介しています。

第5回 オーストラリアの多文化主義に貢献する日本文化祭

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_consul_generals_newsletter_archive_no5.html

2 森林火災に関する情報

- (1) 安全・健康対策情報

NSW州を含め豪州各地で引き続き山火事が発生しており、NSW州政府は、非常事態宣

言をこれまで3回発出（11月11日、12月19日及び1月3日。いずれも1週間）しました。

今後深刻な山火事の発生も想定されます。各州当局の情報サイトで最新情報を得た上で、危険な地域に近づかない、近くで発生した場合には当局の指示に従い、速やかに避難するなど必要な対応を取り、安全確保に留意願います。

また、山火事発生に伴う煙害により、健康への悪影響が懸念されております。煙の中にはPM2.5と呼ばれる微粒子が含まれており、これが肺に入り込むことで、循環器や呼吸器疾患の発症や悪化等の影響が出るとされております。

NSW州当局は、以下の参考リンクにおいて、各地の空気質指数（AQI）を公表した上で、被害軽減のための方策を呼びかけておりますので、このリンクや報道等で最新情報の収集に努めてください。

○ NSW州政府（非常事態宣言）

<https://www.nsw.gov.au/your-government/the-premier/media-releases-from-the-premier/premier-declares-third-state-of-emergency/>

○ NSW州地方消防局（山火事の発生状況）

<https://www.rfs.nsw.gov.au/fire-information>

○ オーストラリア気象局（山火事警報、危険度、予報エリア）

<http://www.bom.gov.au/nsw/warnings/>

<http://www.bom.gov.au/nsw/forecasts/bushfire.shtml>

<http://www.bom.gov.au/nsw/forecasts/map.shtml>

○ 山火事による健康被害と予防策

<https://www.health.nsw.gov.au/environment/factsheets/Pages/bushfire-smoke.aspx>

○ 各地のAQI

<https://www.dpie.nsw.gov.au/air-quality/current-air-quality>

○ AQIの基準

<https://www.health.nsw.gov.au/environment/air/Pages/aqi.aspx>

○ 微小粒子状物質（PM2.5）に関する情報

<https://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html>

○ 微小粒子状物質 (PM2.5) に関するよくある質問 (Q & A)

<https://www.env.go.jp/air/osen/pm/info/attach/faq.pdf>

(2) 支援情報【当地の森林火災被害への支援にご関心がある方へのご案内】

在シドニー日本国総領事館は、ニュー・サウス・ウェールズ (NSW) 州をはじめ当地で数ヶ月続く森林火災に関し、在留邦人・企業の方から支援先について問い合わせを頂いていることから、関連情報を提供させていただきます。

ベレジクリアン NSW 州首相は、支援への謝意表明とともに、支援先について NSW 地方消防局 (NSW・RFS) のウェブサイト参照するようメッセージを発信しています。同ウェブサイトには、豪州赤十字、救世軍、消防ボランティアなどの寄付先が記載されています。

(州首相 Twitter)

<https://twitter.com/GladysB/status/1214377516778938368>

(NSW 州地方消防局ウェブサイト)

<https://www.rfs.nsw.gov.au/news-and-media/general-news/how-you-can-help>

NSW 州地方消防局のマクニール次長は、2011 年の東日本大震災の際、団長として 76 人の隊員及び 2 匹の救助犬のチームを率いて、宮城県南三陸町で救助・救援活動にあたりました。

(在京豪州大使館)

https://japan.embassy.gov.au/kyojapanese/tohoku_jp.html#2011

(メディア報道)

<https://wedge.ismedia.jp/articles/-/1329>

安倍総理は 2014 年に来豪した際、豪州国会両院総会において、同チームのマクニール団長に言及しつつ、『日本人の消防士たちが悲しんでいるとき、その悲しさを共有することができた。言葉の壁は、そこにはなかった』というマクニールさんが残した感想は、私たちの胸を、いつまでも温かい感情で包みます」と結びました。

(安倍内閣総理大臣演説)

https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0708australia_enzetsu.html

今回支援を行うことは、豪州から頂いた支援への恩返しにもなります。この情報が、支援に関心を持つ方々へのご参考になれば幸いです。

3 領事情報

(1) 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に3か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(3) 在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満18歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。

当館にて登録申請をされる場合、3か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

4 犯罪対策（ロマンス詐欺、投資詐欺）

各種詐欺にご注意ください ～代表事例紹介（1）～

先月号では、詐欺から身を守るために留意すべき事項を説明しましたが、今月号からは、当地における詐欺の代表事例を紹介していきます。

『ロマンス詐欺』

○概要

ロマンス詐欺とは、主にインターネット上の交流サイトなどで知り合った相手を言葉巧みに騙して、恋人や結婚相手になったかのように振る舞い、金銭を送金させるものです。犯人は、正当なマッチングサイトや Facebook のような SNS に偽のプロフィールを作成し、他人から盗用した写真や ID を使用して被害者と交流し、互いの関係が親密になった頃を見計らい、病気や怪我、旅行費用、家族の危機などを装って、お金を要求します。犯人は直接被害者と会うことを避けるため、兵役や仕事の都合などで海外にいると称するケースも多くみられます。また、犯人は恋愛感情を表すため、簡単なプレゼントを贈る場合もあります。

○防衛策

- ・オンラインでしか会ったこともない者に送金したり、個人情報をお教えたりしないでください。
- ・相手の氏名等をもとに Google などの画像検索を行うことで、偽アカウントを見抜ける場合があります。
- ・被害者が犯人に送付した被害者自身の裸の画像などをネタに、犯人が被害者を脅迫する場合も存在するため、個人的な写真や動画をオンラインで共有するときは特に注意してください。

『投資詐欺』

○概要

投資詐欺とは、投資に関する詐欺をいい、仮想通貨やヘッジファンド、未公開株、不動産の購入やこれに伴う手数料の徴収など、さまざまな形態があります。多くの場合、犯人は電話やメールで被害者に接触しますが、詐欺と見抜かれないよう、手の込んだパンフレットやウェブサイトを作成準備しています。そしてこれらには「見逃せない」、「ハイリターン」、「元本保証」などの文言が頻繁にみられます。

いずれの場合も、投資の元本が戻ることはなく、犯人は購入等の費用を受け取った後に姿をくらまします。

○防衛策

- ・突然のオファーに対する、投資の即決は避けてください。
- ・先方がオーストラリアの金融サービスライセンスを持っているかどうか、オンラインなどで確認してください。
- ・うまい話ほど、疑ってかかるよう癖付けしてください。

「詐欺から身を守るための7か条」

1 詐欺の可能性を常に意識すること

- 2 取引相手を調査すること
- 3 疑わしいテキストやポップアップウィンドウ、またはメールを開封しないこと
- 4 個人情報を実際に保管すること
- 5 異常な決済方法に注意すること
- 6 パソコン（スマートフォン含む）を安全に管理すること
- 7 パスワードは慎重に選択すること

※万一被害に遭われた場合、「1 3 1 - 4 4 4」に電話し、警察に届けてください。

※参考 URL

○スキヤム・ウォッチ（最新手口の紹介）

www.scamwatch.gov.au

○オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター（サイバー・スペース上での手口紹介・被害報告）

www.cyber.gov.au

5 日本文化関連行事

(1) HATSUMODE TO OUR LIBRARY

日時：2020年1月11日10時30分から15時30分

会場：国際交流基金 (<https://goo.gl/maps/qhw3Ksq7LwhbicP8A>)

詳細：<https://jpf.org.au/events/hatsumode/>

(2) コスプレトーク&ワークショップ

日時：2020年1月15日18時30分から

会場：国際交流基金 (<https://goo.gl/maps/qhw3Ksq7LwhbicP8A>)

詳細：<https://jpf.org.au/events/art-after-hours-x-the-japan-foundation-sydney/#cosplay>

(3) ホラーマンガ展

日時：2020年1月24日まで

会場：国際交流基金 (<https://goo.gl/maps/qhw3Ksq7LwhbicP8A>)

詳細：<https://jpf.org.au/events/horror-manga-japan/>

(4) "Japan supernatural"展

日時：2020年3月8日まで

会場：NSW 州立美術館 (<https://goo.gl/maps/FiFweRQePEb4BwL88>)

詳細：<https://www.artgallery.nsw.gov.au/exhibitions/supernatural/>

6 Twitter・Facebook の案内

<総領事公式 Twitter>

紀谷総領事による公式 Twitter アカウントです。総領事の活動などを発信中です。

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

<総領事館公式 Facebook>

総領事館の行事、NSW 州・北部準州で開催される日本関連のイベント、日本の観光情報等について発信しています。

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

7 休館日のお知らせ（1月・2月）

土日及び以下の日は休館致します。

【1月】27日（月）オーストラリア・デー

【2月】休館日はございません。

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 10'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailmag.htm

1